



2005

お知らせ版

広報ひこね 12/15

2	農家の皆さん 農業所得の申告が変わります まずは出荷伝票・領収書などを残しましょう	5	彦根市総合発展計画審議会 第2回全体会議を開催します
4	4月1日から 施設使用料を改定します	9	自薦・他薦は問いません 男女共同参画を推進する事業者を表彰します

平成19年(2007年)3月21日(祝)～11月25日(日) 国宝・彦根城築城400年祭

彦根城築城400年祭の概要が、次のように決まりました。

会場 彦根城域一帯、および市内全域
基本理念 「再発見と新創造」
(Re-Discovery & New-Creation)

目的・趣旨

- ▶彦根城と城下町がたどった歴史を振り返り彦根城築城400年を祝う。
- ▶400年の歴史と伝統に培われた城下町彦根ならではの文化を再認識し、次世代に伝える。
- ▶市民の発意による「新たな彦根の文化・魅力」をつくり出す機会とする。
- ▶400年の歴史のなかで築いてきたかかわりを基に、ゆかりの地域などとの連携や国際交流を深める。

国宝・彦根城築城400年祭に 意見をお寄せください

彦根城は、平成19年に天守の完成から400年という節目の年を迎えます。これを記念し、国宝・彦根城400年祭を開催するため、関係団体や市民の代表、大学、行政などで国宝・彦根城築城400年祭実行委員会を設立しました。実行委員会では、築城400年祭の参考にすため、市民の皆さんから意見を募集します。

対象 市内に在住・在勤・在学の人

受付期限 平成18年1月31日

提出方法 はがきに意見と住所、名前、年齢、電話番号を書いて下記まで。ファクス(A4サイズの紙で)、Eメールでも受け付けます。

提出・問い合わせ先 国宝・彦根城築城400年祭実行委員会事務局(〒522-8501 彦根城築城400年祭推進室内) 30-6141、FAX22-1398、E-mail: 400th@ma.city.hikone.shiga.jp

年賀状も400年祭 年賀はがき用スタンプを ご利用ください

新年のあいさつといっしょに、国宝・彦根城築城400年祭を広くPRをお願いします。
設置期間 ~平成18年1月13日

設置場所 市内の各郵便局、彦根商工会議所(中央町)、彦根観光協会、稲枝商工会、市役所1階受付



◀スタンプのデザイン(実物大)

農家の皆さん 農業所得の申告が変わります まずは出荷伝票・領収書などを残しましょう

農業所得標準が廃止になります

農業所得は、税務上お店の経営者などの営業所得と同じ事業所得に該当します。そのため、本来、総収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出するのが原則です。ただし、これまででは特例として、水稲に限り、農業所得の目安となる一定面積あたりの標準的な所得などを市が提示して通知する「農業所得標準」を使っ

て申告することができました。しかし、近年各農家の経営規模の格差が拡大し、経営内容が多様化していくなかで、これまでどおり画一的に農業所得標準を使って算出すると、適正な所得とはいえない場合が出てきました。このため、平成18年産の農業所得申告から水稲の農業所得標準が廃止されることになりました。

なお、出荷野菜、麦、大豆などの農業所得標準は、すでに廃止されています。

申告はこう変わります

平成17年産をもちまして農業所得標準が完全に廃止されます。平成18年1月1日から、出荷伝票、領収書等を残してください。残した出荷伝票、領収書などは、1年単位（1月1日～12月31日）で集計し、翌年2月16日～3月15日の間に申告してください。

出荷・売上伝票、請求書、領収書などを残しましょう

農業所得標準による申告は平成17年産の申告（申告は平成18年2月16日～3月15日）が最後となります。よって、平成18年産の農業所得の申告（申告は平成19年2月16日～3月15日）からは、農業所得標準により算出した所得が記載されたもののお知らせはしません。

申告は、自分で収支計算をして、所得を算出することになります。そのため、水稲販売収入や経費は、これまでのように市が算出した額ではなく、出荷伝票、領収書などに書かれている実額で計上することになります。

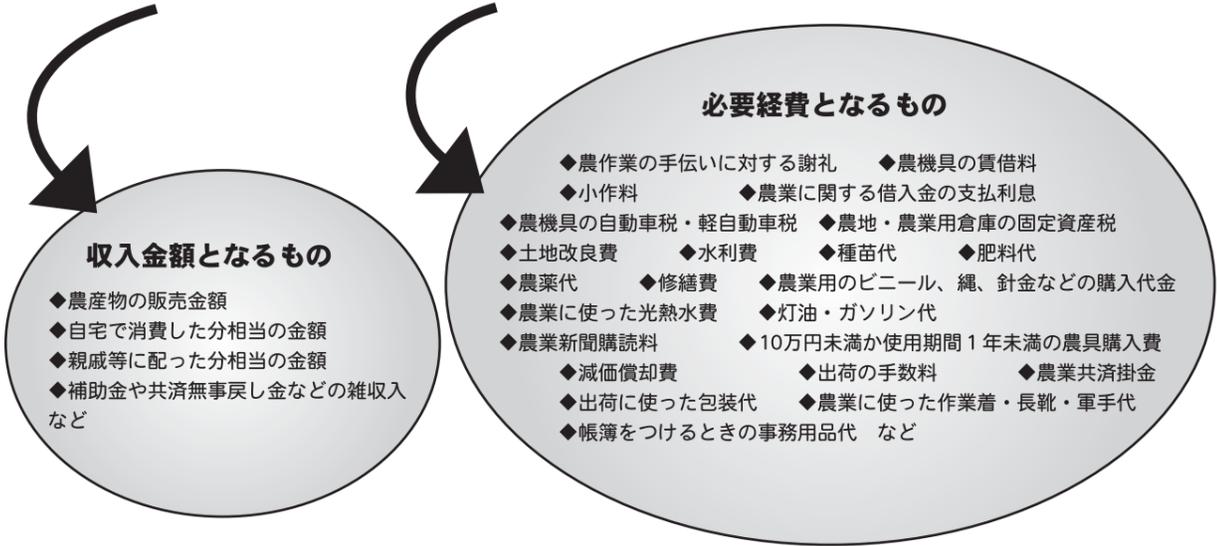
これにより平成19年以降の申告のために、平成18年1月1日以降は、農業に係る出荷伝票・領収書などを残しておく必要があります。領収書などが残っていない経費は認められないことがありますので、なくさないように保管してください。

所得金額は収支計算で

収支計算とは、収入から経費を差し引いて所得を求める、一般的な事業所得の申告です。農業所得も事業所得に該当します。農業所得は、実際の販売収入金額と家事消費金額などの合計（これを「総収入金額」といいます。）から、実際の必要経費を差し引いて計算することになります。「収支計算」のためには、その年の1月1日から12月31日までの1年間の農業に関する金額が分かる書類（出荷・売上传票、請求書、領収書など）が必要です。これら

の書類の保存を習慣づけるようにしましょう。請求書や領収書などを保管する場所を決めておくとう便利です。ひとつの方法として、収入と経費の整理箱をそれぞれ用意し、その箱に領収書などを入れて保管しておくといいでしょう。また、請求書や領収書の日付と金額は、それぞれ項目ごとに集計しやすいように帳簿やノートなどに記録（記帳）しておく、申告するときに役立ちます。

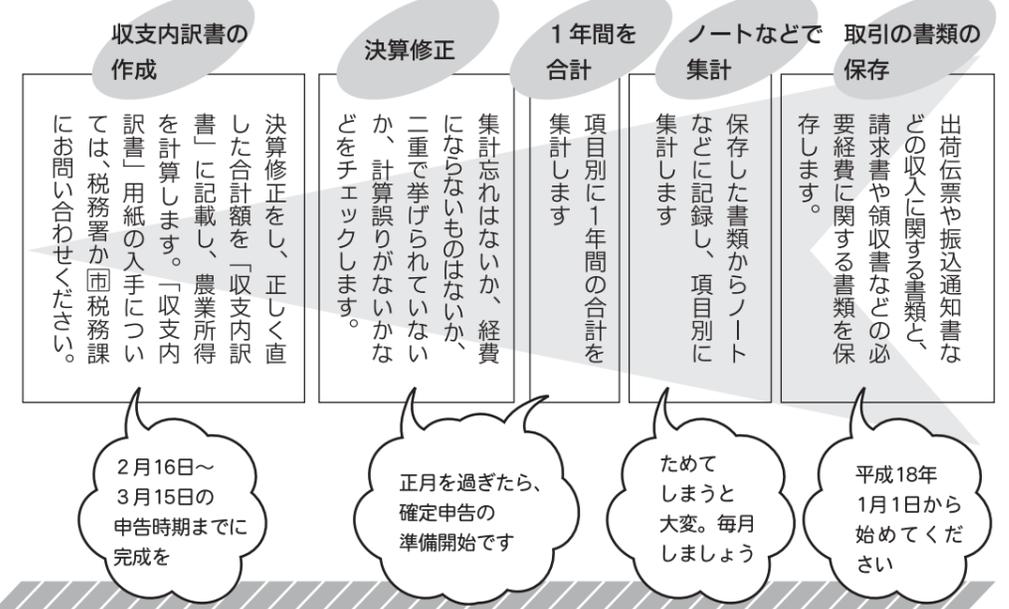
$$\text{総収入金額} - \text{必要経費の合計額} = \text{所得金額}$$



彦根税務署が
農業所得の収支計算説明会を開催

日程や会場など詳しいことは、「広報ひこね」12月1日号13ページをご覧ください。彦根税務署個人課税第1部門 22-7640にお問い合わせください。

申告までの流れ



問い合わせ先
彦根税務署 22-7640番
国税務課市民税係 30-6140番 FAX 22-3052番

申告の提出先

確定申告に関しては彦根税務署、市県民税申告に関しては国税務課市民税係です。ただし、毎年2月16日から3月15日の間（土・日曜日、祝日は除く）は、簡易なものに限り、国税務課でも所得税の確定申告を受付しています。

確定申告が必要な人

年末調整済み給与と所得がある人で、年末調整済み給与以外の所得（農業所得など）が20万円超の人。
所得税の源泉徴収がある所得（給与、公的年金など）の還付申告をする人。
農業所得やその他の所得の合計額が所得税法上の所得控除合計額を上回る人。
農地などの資産を売却した人。
個別の状況によっては該当しない場合もあります。

申告義務について

申告には、税務署で所得税の確定申告と、市役所でする市県民税申告の2種類があります。左の項目に該当すれば、所得税の確定申告をすることになります。該当せず農業所得があれば、市県民税申告をすることになります。

4月1日から、施設使用料を改定します

彦根市は、経費をできるだけ削減するなど、効率的な業務の執行に努めています。彦根市の管理する施設で、維持管理費など必要な経費に対し利用者の負担額が低い次の施設で、来年の4月から、使用料の改定をします。

左の表は、改定内容の一部です。詳しい改定内容は、各問い合わせ先までお問い合わせいただくか、彦根市ホームページ、彦根市教育委員会ホームページ (<http://edu.city/hikone.shiga.jp>) をご覧ください。

施設名	主な改定内容 (改定前→改定後)	問い合わせ先
彦根市農業集落排水処理施設 (農村下水道使用料)	基本料金 1,500円 → 1,700円 人員割り料金(1人当たり) 500円 → 630円	団農林水産課 ☎30-6118 FAX24-9676
彦根市農村環境改善センター (グリーンピアひこね)	多目的ホール・午前 1,300円 → 1,500円 集会室1・午前 1,100円 → 1,300円 集会室2・午前 900円 → 1,100円 調理実習室・午前 1,300円 → 1,400円	同センター ☎25-3909 FAX25-3972
ひこね燦ばれす	多目的ホール・軽運動使用・午前 2,800円 → 3,100円 研修室1・午前 1,100円 → 1,300円 研修室2・午前 1,700円 → 1,900円 ミーティングルーム・午前 700円 → 850円 視聴覚教材室・午前 1,300円 → 1,500円	団商工課 ☎30-6119 FAX22-1398
金亀公園	野球場・午前 2,800円 → 3,000円 テニスコート・午前・前半 400円 → 600円	団都市計画課 ☎30-6124 FAX22-1398
荒神山公園	野球場・午前 4,100円 → 4,500円 テニスコート・午前・前半 400円 → 600円 グラウンドゴルフ場・午前 300円 → 400円	団都市計画課 ☎30-6124 FAX22-1398
彦根市高宮地域文化センター	ホール・午前 3,740円 → 4,200円	
ひこね市文化プラザ	メッセホール・平日・午前 5,000円 → 5,800円 第1リハーサル室・午前 3,500円 → 4,100円 第2リハーサル室・午前 1,000円 → 1,200円 特別会議室・午前 2,000円 → 2,300円 視聴覚室・午前 2,000円 → 2,300円 和室研修室・午前 1,500円 → 1,800円 第1研修室・午前 1,000円 → 1,200円 第2・第3研修室・全面・午前 2,000円 → 2,300円 展示ロビー・午前 1,000円 → 1,200円	団生涯学習課 ☎24-7971 FAX23-9190
みずほ文化センター	多目的ホール・平日・午前 (電動いす・舞台を使用しないとき) 4,400円 → 5,100円 練習室1・午前 700円 → 800円 練習室2・午前 500円 → 600円 練習室3・午前 300円 → 400円 展示コーナー・午前 700円 → 800円	
市民体育センター	第1競技場 平日・午前・アマ 6,300円 → 6,700円 第2競技場 チュアスポーツ 2,100円 → 2,300円 トレーニング室 入場料徴収なし 800円 → 900円 会議室・午前 900円 → 1,000円	団保健体育課 ☎22-8871 FAX共用
稲枝地区体育館	体育館・午前 1,300円 → 1,400円	
市立学校夜間照明	夜間照明設備使用料・30分 1,100円 → 1,200円	
稲枝地区公民館	調理実習室・午前 1,100円 → 1,200円	
西地区公民館	実習室・午前 900円 → 1,000円	団生涯学習課 ☎24-7971 FAX23-9190
東地区公民館	実習室・午前 900円 → 1,000円	
旭森地区公民館	大会議室・午前 1,500円 → 1,600円	
河瀬地区公民館	大会議室・午前 1,700円 → 1,800円	
鳥居本地区公民館	大会議室・午前 3,000円 → 3,300円	
南地区公民館	大会議室・午前 4,900円 → 5,200円	

彦根市総合発展計画審議会 第2回全体会議を開催します

日時 12月26日
午後1時30分
場所 彦根商工会議所(中央町)

彦根市では、長期的・総合的なまちづくりの指針として、総合発展計画「ひこね21世紀創造プラン」を策定し、将来都市像「市民がつくる 安心と躍動のまち 彦根」の実現に向け、様々な事業に取り組んでいます。彦根市総合発展計画審議会は、この計画の後期基本計画の策定に向け、調査・審議を行っています。

第2回全体会議では、計画案の中間取りまとめなどについて審議する予定です。

どなたでも傍聴できます

この会議は公開で行われ、どなたでも傍聴できます。傍聴を希望する人は、当日会場受付で申し出てください。

審議会委員の皆さん

彦根市総合発展計画審議会委員は、次の37人の皆さんです。

(50音順、敬称略)

- 安藤博(市議会議員)
- 池内紳哉(公募委員)
- 伊藤紀子(彦根市体育指導委員協議会代表)
- 宇野輝子(社会福祉法人彦根市社会福祉協議会代表)
- 梅景みよ子(快適環境づくりをすすめる会代表)
- 江竜喜史(彦根医師会代表)
- 尾崎与里子(公募委員)
- 金谷健(滋賀県立大学助教授)
- 川森勇次(彦根青年会議所代表)
- 岸本榮三(彦根市消防団代表)
- 北村収(市議会議員)
- 北村昌造(彦根商工会議所代表)
- 児玉恵子(彦根市保育協議会代表)
- 小森克彦(彦根地区労働者福祉協議会代表)
- 近藤昭子(彦根市国際協会代表)
- 澤憲一(東ひこ農業協同組)

合代表) 塩見芳樹(公募委員)
白石晴夫(彦根市小・中学校長会代表)
杉本記三恵(彦根市地域婦人団体連絡協議会代表)

- 曾我直弘(滋賀県立大学学長)
- 大工真理子(若葉の会代表)
- 高岸義昭(彦根市民生委員児童委員協議会連合会代表)
- 高橋宗(聖泉大学教授)
- 田島茂洋(市議会議員)
- 辻善太郎(彦根市老人クラブ連合会代表)
- 仲岸明三郎(湖東地域振興局長)
- 中村裕次(彦根市身体障害者更生会代表)
- 藤田益平(彦根観光協会代表)
- 藤野ひさみ(彦根市PTA連絡協議会代表)
- 藤野良治(公募委員)
- 村上信之(彦根市人権教育推進協議会代表)
- 森将豪(滋賀大学教授)
- 安居初美(公募委員)
- 箭野三郎(稲枝商工会代表)
- 山本宮子(公募委員)
- 横田美智子(人権問題専門)
- 渡辺史郎(市議会議員)

問い合わせ先 団企画課
6101番、FAX22-1398番

市の事業を評価しました 事務事業評価表をご覧ください

彦根市では、効果的で効率的な行政運営を行うため、平成11年度から行政評価の1環として事務事業評価システムを導入しています。

今年度も、昨年度に引き続き、その概要を市民の皆さんにお知らせし、事務事業評価表をご覧になった皆さんから意見や提言をいただいで、さらにシステムを充実させ、改善していきたいと考えています。

公表する事務事業は：

市民生活に密接にかかわり、市民の皆さんにとって身近でなじみやすい事業を中心に112事業と、彦根市が料金を決定する使用料や手数料などの歳入のうち、33の主な使用料などを対象にしています。

これらの評価表は、情報公開コーナー(市役所1階)、支所・各出張所に備えているほか、彦根市ホームページでも見られます。

「ご意見・ご提言をお待ちしています」

より効果的、効率的な市政を実現するために、評価表の充実が欠かせません。事務事業評価表に関するご意見・ご提言などをぜひお寄せください。

「ご意見やご提言は、情報公開コーナー(市役所1階)、支所・各出張所に備えた用紙に記入し、情報公開コーナーにある意見箱に投かんするか、支所・各出張所の窓口にお出しください。また、彦根市ホームページの事務事業評価コーナーの専用フォーム(意見書き込み欄)に書き込むこともできます。ご意見・ご提言は、平成18年1月末までにお寄せください。

問い合わせ先 団企画課
3016101番、FAX221398番
評価表に書かれた事業内容についての問い合わせは、各担当課までお願いします。



国民年金のお知らせ

滋賀社会保険事務局

申請免除（半額免除）の承認を受けた皆さん
保険料の半額を納付しないと未納期間の扱いになります
国民年金保険料の申請免除をした期間のうち、半額免除が承認された期間は、残りの半額分（6,790円）を納付しないと未納期間と同じ扱いになります。

そのため、将来支給される老



上水道
東沼波水源
新しい施設が
完成しました

東沼波水源は、東沼波町で地下水をくみ上げ、野田山町や正法寺町など、標高の高い地域に水道水を供給しています。

昭和48年7月に、工場の新設や宅地開発などで増えた水需要に対応するため開設されましたが、その後30数年が経過し、施設が老朽化していました。

そのため、平成15年度から3か年計画で、新しい施設の整備を進め、このほど完成しました。また、給水区域の変更を行い、高い位置に設けた配水池から重力で水を送る「配水池流下方式」を一部に採り入れました。この方式では、一定の圧力で水を送ることができるため、常にポンプで圧力を加えて水を送る方式に比べて維持管理がしやすく、より安定して水道水をお届けすることができます。また、地下水を利用するためカルシウムなどの硬度分が多く含まれることから、硬度を低減させる対策も進めています。

同時に、停電したときにも給水を可能にする非常時発電装置や給水車など、災害時の応急給水設備も整備しました。

問い合わせ先 同課 22-1411(内線210)

年齢基礎年金を受給するために必要な期間(受給資格期間)に算入されないだけでなく、ケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。必ず納付しましょう。

保険料の納付期限は、通常の保険料と同じく翌月末です。また、納付期限から2年が経過すると時効により納めることができませんので、ご注意ください。納付書を持っていない人は、左記まで連絡してください。

問い合わせ先 滋賀社会保険事務局
X 23 9 0 3 8 番
F A 23 1 1 1 4 番

税がかかります！

「扶養親族等申告書」の提出は済みですか？
老齢や退職による年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。課税の対象となる人には社会保険業務センターから11月以降に「扶養親族等申告書」のはがきが送付されていますので必ず提出してください。提出がないときは、各種

控除を受けられませんのでご注意ください。
なお、次の人は課税の対象でないため、「扶養親族等申告書」が送付されていません。
障害年金または遺族年金を受けている人
老齢年金を受けている65歳未満の人で、年金額が年108万円未満の人
老齢年金を受けている65歳以上の人で、年金額が年158万円未満の人

製造事業所の皆さん
工業統計調査にご協力を

市 企 画 課

12月31日を基準日として、全国一斉に工業統計調査が行われます。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。

年末を控え、何かとお忙しい中ですが、調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。なお、調査票に記入していた内容は、統計法に基づき秘密は固く守られますので、正確な記入をお願いします。

問い合わせ先 市企画課

6101番、FAX 22-1398番

登録申請を

農業委員会委員選挙人名簿

市選挙管理委員会

毎年1月1日現在で、農業委員会委員選挙人名簿が調製されます。選挙人の資格がある人は、この名簿への登録を申請してください。申請書は市選挙管理委員会事務局(市役所4階)にあります。

資格 市内に住所があり、平成18年3月31日現在20歳以上の人で、10アール以上の農地を耕作している人、の人と同居する親族(6親等以内)またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人、10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合人、社員、または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

申請期限 平成18年1月10日
申請書提出先 市農業委員会事務局(市役所3階)
問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局 3016131番、FAX 2314551番

寒さから水道管を守りましょう

防寒のしかた

保温材を蛇口のところまで巻いてください。
毛布・布などを保温材として利用したときは、その上からビニールなどを巻いてください。

水道管が凍りついて水が出ないときは…

タオルをかぶせて、その上

からぬるま湯をゆっくりかけて水を溶かしてください。
熱湯は絶対に使わないでください。

水道管が破裂したときは…

メーターボックス内のバルブを閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急手当をし、市指定給水装置工事業者に連絡してください。

相談

※相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
よろず相談	12月28日(水) 1月4日(水) 13:00~16:00	福祉保健センター別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821 FAX22-2841
	1月6日(金) 13:00~16:00	稲枝支所	
人権相談	1月4日(水) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 市人権政策課 ☎30-6115、FAX22-1398
こころの健康相談 老人性認知症相談	1月6日(金) 13:30~16:30	彦根保健所 ☎22-1770	認知症の有無や程度、医療の必要性や、老人性認知症への対応方法の指導などをします(予約制)
こころの健康相談 一般相談	1月13日(金) 13:30~16:30		こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)
交通事故相談	毎週月~金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00~16:00	湖東地域振興局2階	被害者、加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます 県立交通事故相談所彦根支所 ☎27-2230
消費生活相談	毎週月~金曜日 (祝日・年末年始は除く) 10:00~16:00	市生活環境課(市役所1階)	架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、身近な消費生活や契約にかかわるトラブルに関する相談 市生活環境課 ☎22-1411(内線173)
のぞみ相談室	毎日 10:00~22:00	(電話による相談)	ひとり親家庭等の相談、DV(配偶者または親密な間柄の異性からの暴力)に、専門の相談員が応じます のぞみ相談室 ☎21-1080

市納税課では、毎月1回、日曜納税相談窓口を設けて、納税についての相談を受け付けています。12月の日程は右の通りです。

日時 12月18日 10:00~16:00
場所 市納税課(市役所2階)
問い合わせ先 同課 22-1411(内線210)

市水道部からのお願い

1 積雪時の検針にご協力を



除雪のとき、メーターボックスの上に雪を積まれると、検針が困難になることがあります。ボックスの上には、雪などを置かないようご協力をお願いします。

2 給水工事について

家屋などの新築、改築に伴って市の水道から給水工事(新設・増設・改造)をするときは、着工前に市指定給水装置工事業者を通じて水道部へ給水の申し込みをしてください。



3 開栓・休栓の連絡

転居などにより、新たに水道の使用を始めたり中止したりするときは、あらかじめ市水道部にお知らせください。(土・日曜日、祝日を除く3日前までに連絡してください。)

連絡・問い合わせ先
市水道部業務課 22-2722、FAX24-4054

※特に記載のないときは無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
みすえの会作品展	12月27日㈫～1月30日月 8:30～17:00	高宮駅コミュニティセンター (ギャラリー)	会員の描いた水彩画25点程度を展示 高宮駅コミュニティセンター運営委員会(馬場方) ☎22-1963
自然と遊ぶ草木展	12月27日㈫～2月27日月 8:30～17:00	高宮駅コミュニティセンター (ホール)	草花やつるを使った作品の展示 高宮駅コミュニティセンター運営委員会(馬場方) ☎22-1963
除夜の鐘をつくつどい	12月31日(出) 23:30～0:30	彦根城内時報鐘	事前の申し込みは不要、現地先着順でついでいただきます 城山公園事務所 ☎22-2742
新春甘酒接待	1月1日(日・祝) 10:00～	彦根城天守前広場	内 容：先着500人に温かい甘酒を提供します ※甘酒は無料ですが、通常の彦根城観覧料(一般500円、小・中 学生200円、ただし市内の小・中学生は無料)は必要です 城山公園事務所 ☎22-2742
彦根城鏡開き	1月4日(水) 11:00～	彦根城内作業所 (餅の配布は各入城門で)	内 容：城内に飾られていた鏡餅を切り分け、先着300人(表門、 大手門、黒門各100人ずつ)の入城者に提供します 城山公園事務所 ☎22-2742
楽しいおはなしの つどい	1月7日(出) 14:00～	市 立 図 書 館 ☎22-0649 FAX26-0300	内 容：紙芝居…ともだちや パネルシアター…てぶくろ 絵本の開き読み など 出 演：ひこね児童図書研究グループ
絵本をたのしむ つどい	1月14日(出) 14:00～		内 容：ブックトーク…テーマにそって本の紹介をしながら絵本 を読みます 出 演：ひこね児童図書研究グループ
新成人のつどい	1月9日(月・祝) 10:30～11:30	ひこね市文化プラザ グランドホール	内 容：10:30～成人式典、10:50～祝賀記念交歓会 対 象：昭和60年4月2日～同61年4月1日に生まれた人 ※対象になる人には、案内状を送ります。詳しくは、「広報ひこね」 11月1日号12ページをご覧ください。 園教育委員会生涯学習課 ☎24-7971、FAX23-9190

ISO14001認証申請事業所のための
申請事務アシスタント講習会

日時 平成18年1月23日～2月3日(土・日曜日を
除く、全10回)の13:00～16:30 場所 ライズヴィル
都賀山(守山市浮気町) 対象 講習開催日に55歳以上68歳
までの人 定員 30人(申込者多数の場合は抽選) 受講
料 無料、教材は支給 申込期限 1月12日(必着)
申込方法・問い合わせ先 往復はがき往信の裏に講習名
(ISO)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、電話番
号を書いて 滋賀県シルバー人材センター連合会(〒520-
0051 大津市梅林一丁目3-10) 077-525-4128、FAX
077-527-9490へ

放送大学 平成18年度第1学期生(4月入学)

放送大学の特長 衛星放送(CSデジタル放送)やケーブ
ルテレビで授業をする正規の通信制大学です 15歳以上
なら学部選科・科目履修生として、18歳以上なら大学院修
士選科・科目生として、どなたでも入学できます 入学
の機会は年2回(4月、10月)。入学試験はありません
全科履修生では大学卒業資格が取得できます 大学院
修士全科生では修士(学術)の学位を取得できます 幅
広い分野の約360科目から選べます。好きな1科目だけの
受講もできます 各自のライフスタイルに合わせて学習
できます 願書受付期限 2月28日 問い合わせ先 放
送大学滋賀学習センター 077-545-0362、FAX
077-545-2096、ホームページhttp://www.u-air.ac.jp/

自薦・他薦は問いません
男女共同参画を推進する事業者を表彰します

彦根市では、県内の他市町に先がけて、「男女共同参画
を推進する彦根市条例」を施行しています。この条例では、
女性の能力活用や、仕事と家庭の両立支援など、男女が共
同して参画できる環境づくりに積極的に取り組んでいる事
業者の中から、特に優れた事業者を表彰することとしてい
ます。

表彰の対象 市内の事業者(事業活動を行う個人、法人、
非営利団体および自治会、PTAなどの各種団体、など。
国、地方公共団体は除く。)で、次のいずれかに該当す
るもの

- 女性の能力活用や職域拡大のため、積極的な取り組み
を行っている事業者
- 家庭生活とその他の活動との両立を支援するため、法
を上回る処遇を行うなど独自の制度があり、その制度
を活用している事業者
- その他、男女が共同して参画することのできる職場、
地域づくりに積極的に取り組んでいる事業者

応募期限 2月15日(必着)

応募方法・問い合わせ先 応募用紙(園
市民交流課(市役所3階) 支所・各出張
所、園男女共同参画センターウィズ、
各地区公民館、彦根市ホームページに
あります)に記入し、同課(〒522-
8501) 30-6113、FAX22-1398へ



平成18年度
入札参加申請の受付

園契約監理室

平成18年度において彦根市が
発注する物品供給等、測量・建
設コンサルタント等業務、その
他委託等業務、建設工事の入札
等に参加を希望する者の入札参
加資格審査申請の受付を次のと
おりを行います。
受付期間 次の各期間内の月・
火・水曜日に行います。

第2回インターネット企画展
旧制彦根高商の
海外修学旅行—戦前のアジアへ

滋賀大学経済学部の前身、旧制彦根高等商業学校では、
アジア各地へ修学旅行が行われていました。現在まで滋賀
大学彦根キャンパスに保存されてきた資料をインターネット
を通じて公開し、彦根高商の海外修学旅行を再現します。
期間 ~平成18年1月26日
URL http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/index.htm

問い合わせ先 滋賀大学経済経営研究所 27-1047



インターネット
企画展の1画面

物品供給等 平成18年1月16
日～2月1日
測量・建設コンサルタント等
業務、その他委託等業務 2
月6日～同15日
ただし、平成17年度分受付で
申請した市外業者は、今回申
請する必要はありません。
建設工事 2月20日～3月
1日
ただし、平成17年度分受付で
申請した市外業者は、今回申
請する必要はありません。
受付時間 午前9時～同11時30
分と午後1時～同4時

バスに乗るなら
お得な
鶴亀回数券

「鶴亀回数券」は、61
歳以上の人を対象に、
100円券20枚綴りの回
数券が1,500円で買える
お得な回数券です。



利用できる路線

JR彦根駅、JR河瀬駅、
JR南彦根駅、JR稲枝駅、
近江鉄道多賀大社前駅を
起終点とする路線バスで利用できます。彦根市内を運行
する路線バスは、すべて対象になります。
使い方は...

61歳以上の人ならだれでも利用できます。回数券に
表示されている金額より高額の区間を乗車するときは、
差額を現金が回数券でお支払いください。

販売場所

近江鉄道彦根旅行センター、彦根観光バス、バスの車
内で販売しています。初めて買うときは、運転免許証な
ど年齢の分かる書類が必要です。

問い合わせ先

近江鉄道彦根バス営業所 25-2501
湖国バス彦根営業所 22-1210
彦根観光バス 43-5711

受付場所 園契約監理室(市役
所別館2階)
申請書などの交付 1月5日
以降(同日から、彦根市ホ
ムページからダウンロードも
できます。)
受付期間内に申請がない場合
は、平成18年度の入札参加資
格が得られません。なお、資
格の期限切れに伴う通知は行
いませんので、ご注意ください。
問い合わせ先 園契約監理室
30-6110番、FAX22-1
397番

会社と労働者の紛争を
解決するために
労働委員会をご利用ください

園労働委員会事務局

労働委員会は、労働者(労働
組合や個人)と使用者(会社)
との間の紛争について、「あっ
せん」を行います。
話し合いや交渉が行き詰まっ
たときに、あっせん員が公平な
立場から双方の主張の食い違い
を調整し、双方に歩み寄りを求
めるなど、解決のお手伝いをし

ます。
突然賃金が引き下げられた
が会社がじゅうぶんな説明をし
ない、解雇を言い渡され、不
満があるため会社とは数回交渉
したが、行き詰まってしまっ
た。といった場合に利用できま
す。
問い合わせ先 園労働委員会事
務局 077-5281447
3番 FAX077-5281
4972番



健康管理だより

健康管理課

(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816

FAX24-5870

ひこね元気計画21
マスコットキャラクター



“コンキークン”

けんこう相談

●保健師による相談

(9:30~11:00)

1月6日(金) 福祉保健センター

※認知症相談(予約制)

1月10日(火) 老人福祉センター

1月10日(火) ハピネスひこね(馬場一丁目)

1月13日(金) 福祉保健センター

1月20日(金) 福祉保健センター

1月20日(金) 東山会館

1月24日(火) 広野会館

1月25日(水) 稲枝地区公民館

※上記の日程以外にも、福祉健康管理課では電話での相談を随時行っています。

栄養相談

●栄養士による相談

☆治療中の病気のある人は、主治医の許可が必要です。

(9:00~11:50) (予約制)

1月16日(月) 福祉保健センター

赤ちゃんサロン

☆母子健康手帳をお持ちください。

日時 1月10日(火) 9:45~11:30

(受付は9:30~9:45)

場所 福祉保健センター

対象 2~3か月児とその保護者

内容 子育てに関する情報交換や、友達づくり

10か月に なりました



1月の乳幼児健康診査

場所 福祉保健センター別館(旧勤労青少年ホーム)2階

健診名	実施日	対象	受付時間
4か月児	10日(火)	平成17年 9月生	13:00~14:00
	17日(火)		
10か月児	11日(水)	平成17年 3月 1日~14日生 3月15日~31日生	14:00
	18日(水)		

場所 福祉保健センター

1歳6か月児	13日(金)	平成16年 7月 1日~14日生 7月15日~31日生	13:00~14:00
	20日(金)		
2歳6か月児	12日(木)	平成15年 7月 1日~13日生 7月14日~31日生	14:00
	19日(木)		
3歳6か月児	16日(月)	平成14年 7月 1日~15日生 7月16日~31日生	14:00
	23日(月)		

場所 南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)

4か月児	25日(水)	平成17年 9月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30~14:00
10か月児	25日(水)	平成17年 3月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	14:00

※乳幼児健康診査についてのお問い合わせは、直接福祉健康管理課(上記参照)へ。

※4か月児健診以外、個人通知はありません。
※10か月児以上の健診は、「すくすく手帳」で健診内容・持ち物をご確認ください。

※2歳6か月児健診には、歯ブラシとコップが必要です。



※3歳6か月児健診では、視力検査、検尿があります。朝一番の尿をきれいに洗ったビンなどに入れてお持ちください。

もうすぐパパ・ママになる人のための

パパママ学級

出産について、もうすぐパパ・ママになる人と一緒に学んでみませんか。

内容 赤ちゃんのお世話(お風呂に入れたり、おむつ交換など)の体験、これからの育児についての話 など

☆母子健康手帳をお持ちください。

日時 1月14日(出) 13:30~15:30

(受付は13:15~13:30)

場所 福祉保健センター

対象 妊娠16週以降の妊婦と夫(夫婦での参加とします)

定員 15組(申込多数の場合は、妊娠週数が進んでいる人や第1子出産予定の人を優先します)

申込期間 12月15日(木)~27日(火)

申込方法 電話で福祉健康管理課へ



健康管理だより



インフルエンザ予防のために

インフルエンザが流行しやすい季節になりました。

インフルエンザは、乳幼児や高齢者がかかると重症になる場合もあります。軽く考えず、家族みんなが予防を心がけましょう!!

- ・人ごみを避け、マスクを着用しましょう。
- ・じゅうぶんな栄養と休養をとりましょう。疲れていたり、睡眠不足だと抵抗力が弱まり、感染しやすくなります。
- ・帰宅したら「手洗い」と「うがい」をじゅうぶんにしましょう。手やのどに付着したウイルスを洗い流し、清潔を保ってウイルスをつきにくくする効果があります。

小学6年生の2種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種

小学6年生を対象に、各小学校で2種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種を実施しました。

各小学校で実施したときに接種できなかった人、市外の小学校に在学していて受けられなかった人は、下記の日程で受けてください。

実施日程 12月22日(休)

平成18年 1月 6日(金)

当日受付時間 13:10~14:10

※実施当日には、保護者が同伴してください。

会場 福祉保健センター

申込方法 保護者が電話で福祉健康管理課まで申し込んでください。

申込期限 12月21日(水)

平成18年1月6日が市の負担で2種混合予防接種を受ける最後の機会です。

動く図書館 たちばな号

巡回日程【1月前半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時間
5日	宮田町山田神社	11:00
	JA東びわこ鳥居本支店駐車場	13:20
	鳥居本高根団地	14:10
	小野こまち会館	15:00
6日	太平団地	13:20
	東山会館	14:10
	湖上平団地堤医院前	15:00
10日	葛籠町公民館	13:30
	高宮地域文化センター B S アパート2号棟	14:20 15:10
11日	清崎町ばんば	13:20
	JA東びわこ本店前駐車場	14:10 15:00
12日	河瀬地区公民館	13:20
	多景保育園	14:10 15:00
13日	長曽根	13:20
	彦根ニユータウン中央部	14:10 15:00
	檜公民館	13:30
14日	昭和アルミ茂賀ハイッ広野会館	14:20 15:10
	鳥居本地区公民館	11:00
	小泉町百貨卸センター駐車場(東側)	13:20
	東沼波町秋葉神社旭森地区公民館	14:10 15:00

駐車場の駐車時間は、30~40分間です。

図書館休館日

1月前半

1日(日祝)~4日(水)、9日(月祝)

し尿収集予定日 1月前半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。) 収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。収集のときは、バケツ1杯の水をご用意ください。



- 5日 後三条(下)中央(第2・3部)、立花、金亀、尾末、大藪(大藪団地)、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州、開出今、西今
- 6日 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、元、船、旭、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪、長曽根南、開出今、甘呂、宇尾、須越
- 10日 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、佐和、大東、錦(第1部)、和田、平田(大沢を除く)、甘呂、宇尾、須越、八坂
- 11日 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、橋向、新、芹中、後三条(上)、平田(大沢を除く)、甘呂、日夏、竹ヶ鼻、八坂
- 12日 平田(大沢を除く)、日夏、竹ヶ鼻、亀山地区、稲枝(西)服部、出路、田原、稲部(稲部)
- 13日 日夏、亀山地区、稲枝(西)、肥田(西肥田を除く)、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、金沢(金沢団地)

年末年始の歯科診療

彦根歯科医師会では、12月29日(木)~平成18年1月3日(火)の年末年始の診療を、当番医として次の医院が診療されます。

月 日	当 番 医	所在地	電話番号
12月29日(木)	藤本 歯科医院	犬上郡多賀町多賀1328	48-1871
12月30日(金)	吉田 歯科医院	芹川町1463-11	24-2700
12月31日(土)	K 歯 科	長曽根南町448-7	22-7788
1月 1日(日)	井本 歯科医院	原町504-35	22-7757
1月 2日(振)	島野修歯科医院	中藪一丁目1-10	26-1825
1月 3日(火)	島野 歯科医院	城町二丁目2-8	22-0476

※診療時間は、いずれも9:00~15:30です。

この「広報ひこね」は41,400部作成し、1部当たりの単価は10円(1円未満切り捨て)です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

年 末 年 始 の 市 の 業 務



市役所は、12月29日 から新年1月3日 まで業務を休みます。

この期間中、各種証明書などの発行はできません。必要とする人は、12月28日 までに窓口へお越しください。ただし、出生・死亡・婚姻などの戸籍の届出(住民異動の届出は除く。)は、休み期間中も受け付けています。当直職員まで申し出てください。

また、病院業務などについては、右の表のとおり取り扱います。

市税、国民健康保険料、し尿処理手数料、上・下水道使用料などを納付するときは、市が指定している金融機関(右の一覧のとおり)を利用してください。(金融機関ごとの営業日にご注意ください。)

年末年始の業務カレンダー (○印は業務を行う日です)

業務の種類・施設名	日・曜日	12月			平成18年1月			問い合わせ先など
		29日(木)	30日(金)	31日(土)	1日(祝)	2日(月)	3日(火)	
市清掃センター	ごみ収集	○	○					搬入は9:00~16:15 ただし粗大ごみの搬入は9:00~12:00 ※粗大ごみの戸別収集(有料)についてはお問い合わせください。 市清掃センター ☎22-2734
	ごみ搬入受付	○	○					
中山投棄場		○	○					搬入は9:00~16:30 彦根犬上広域行政組合「中山投棄場」☎26-5250
火葬事業			○	○		○		彦根犬上広域行政組合「紫雲苑」☎48-1318
し尿収集事業		○	○					彦根市事業公社 ☎23-4135
休日急病診療所 (福祉保健センター内) 診療科目：内科、小児科		○	○	○	○	○	○	診療時間 10:00~17:00 (受付は16:30まで) 休日急病診療所 ☎22-1119
市立病院 (救急患者の診療)		○	○	○	○	○	○	救急センターで診療 市立病院 ☎22-6050

※上記以外については、市役所(当直) ☎22-1411 へお問い合わせください。

市 指 定 金 融 機 関

滋賀銀行 (彦根市役所派出所を除く)	びわこ銀行	近畿労働金庫
りそな銀行	大垣共立銀行	商工組合中央金庫
滋賀中央信用金庫	滋賀県信用組合	東びわこ農業協同組合
	滋賀県民信用組合	郵便局

受講者募集

子どもの本 入門講座

基礎コース

本を読む意味、子どもが本と出会うときの大人のかわり方などを学びます。受講した人を対象に、2月に絵本の開き読みの実技コースを予定しています。

日 程 1月18日(水) 絵本の楽しみ
1月25日(水) わらべうたで遊ぼう
時 間 9:30~11:00 場 所 市立図書館
参加費 無料 定 員 50人(先着順)
託 児 15人まで(2歳以上で託児経験があること)
申込期限 1月14日(土)
申込・問い合わせ先 彦根市地域文庫連絡会事務局
(市立図書館内) ☎22-0649

雪の季節になりました

除雪作業にご協力ください

本格的な雪の季節となりました。

積雪時には、幹線道路の除雪を計画しています。作業は大型車両(写真)を使って行います。除雪が安全で円滑にできるよう、作業の妨げとなる路上駐車などがないように、ご協力ください。

問い合わせ先 市道河川課 30-6122、FAX24-5211

